



栃木県公報

平成30年
1月19日(金)
号外
第2号

目次

告示

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数等..... 1

告示

栃木県告示第32号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数、同条第5項の知事が定める一般納付金所得係数、同条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数、同条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数、政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数、同条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数、同条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数、政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数、同条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数及び同条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数を次のように定め、平成30年4月1日から適用する。

平成30年1月19日

栃木県知事 福田 富一

- 1 政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数
1
- 2 政令第9条第5項の知事が定める一般納付金所得係数
1.0110253059703
- 3 政令第9条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数
1.0913721770478
- 4 政令第9条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数
0.7
- 5 政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数
1.0042550637024
- 6 政令第10条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数
0.999999991978
- 7 政令第10条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数
0.7
- 8 政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数
1.0399181990918
- 9 政令第11条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数
0.999999977043
- 10 政令第11条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数
0.7

(国保医療課)